破産債権の特別調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

復権申立て

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
代表清算人　髙野加寿江
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
愛知県東海市荒尾町金山138番地
清算株式会社　深谷工業株式会社
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（ヒ）第５号
岡山県倉敷市阿知１丁目７番２―602号
清算株式会社　株式会社梅月
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所倉敷支部

令和６年（ヒ）第１４号
熊本県上益城郡益城町大字赤井278番地
清算株式会社　株式会社ごらく
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

令和７年（ヒ）第３号
宮崎県都城市松元町３街区20号
清算株式会社　株式会社Ｎ商事
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００１号
群馬県伊勢崎市三和町2718番地３
清算株式会社　株式会社ＰＱＲ
代表清算人　堀川　　悟
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定しかつその資産の全ての換価が終了した日から１か月以内に、①別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）のうち保証債権を保有する株式会社足利銀行（以下「足利銀行」という。）に対し、別紙において足利銀行につき定めた金額に８％を乗じた金額を弁済するとともに、②各協定債権者に対し、清算株式会社に残存する金員から、①の弁済額及び必要な費用の金額を控除した残額を、別紙において協定債権者ごとに定めた金額の割合に応じて按分して弁済する。
2　前項の規定による弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、第１項の規定による全ての弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（当該残額に係る債権に関連して利息、遅延損害金又はその他の費用・手数料・清算金等の債権が生じている場合にはそれらも含む。）につき、その債務を免除する。
4　第１項の規定による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙において協定債権者ごとに定めた金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
5　第１項の規定による弁済までに、保証債権を保有する足利銀行の協定債権額がその主債務者の弁済等（清算株式会社による弁済等は含まない。）により減少した場合、第１項及び前項の規定の適用においては、別紙において足利銀行につき定めた金額5964万7000円は、当該金額から当該減少額を控除した残額とする。
6　本協定に基づく弁済額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
（別紙省略）
以上
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字神戸123番地
清算株式会社　株式会社改良園
代表清算人　鈴木　明彦
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
⑴　協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（以下「優先債権等」という。）を除いた債権をいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
⑶　協定債権者とは協定債権を有する債権者をいう。
⑷　弁済対象基準額とは、以下の協定債権者については以下の債権額を意味し、以下の債権者以外の債権者（第３に記載の役員等債権）については特別清算開始決定時における協定債権元本額を意味する。
株式会社三菱ＵＦＪ銀行　331万4260円
埼玉県信用保証協会　8510万5738円
2　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（大江・田中・大宅法律事務所東京都港区虎ノ門１丁目12番９号スズエ・アンド・スズエビル６階）において行う。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更及び弁済方法
1　協定債権元本について
⑴　基本弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、清算株式会社における弁済原資（優先債権等の金額を控除した、協定債権の引当てとなるべき財産の額をいう。）を、弁済対象基準額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。